

医療法人社団軽井沢西部総合病院

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の就業継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日

2. 目標と取り組み内容・実施時期

目標

全職員の有給休暇取得日数を年間10日以上とする。

【実施時期・取り組み内容】

2022年6月～ 時間単位の有給休暇取得が出来るように就業規則の改定を運営委員会にて検討する。

2022年10月～ 管理職が率先して有給休暇を取得できるよう、運営委員会にて管理職に課している業務の削減案を検討する。

2023年4月～ 各部門別の有給休暇取得率を集計し、取得率の低い部門へのヒアリングを実施、改善策を運営委員会の議題にする。

2024年4月～ 取得率の低い職員に、面談を実施する。